平成３０(２０１８)年版

三原市の男女共同参画に関する年次報告書

三　原　市

目　　次

「三原市男女共同参画プラン（第３次）」施策の体系・・・・・・・１

平成２９年度　男女共同参画施策の実施状況・・・・・・・・・・２

平成２９年度　男女共同参画施策の進捗状況・・・・・・・・・１２

平成２９年度　　事業報告（人権推進課担当分）・・・・・・・・１３

資料
　三原市男女共同参画推進条例・・・・・・・・・・・・・・・・１６

年次報告書について

年次報告書は，「三原市男女共同参画推進条例」（平成２３年１０月施行）第１６条に基づく年次報告として，平成２９年度に本市が取り組んだ施策の実施状況とともに，「三原市男女共同参画プラン（第３次）」の進捗状況を示したものです。

「三原市男女共同参画プラン（第３次）」施策の体系

基本目標１　環境づくり

施策	主要事業
（１）職場における女性の活躍推進	①男女の働きやすい環境の整備 ②農林漁業，商工業など自営業者における男女共同参画の推進 ③再就職などの支援 ④仕事と家庭の両立支援
（２）家庭における男女共同参画の推進	①出産から子育てまでの切れ目ない支援 ②男性の子育てなどへの参画の推進
（３）政策・方針決定過程への女性の参画促進	

基本目標２　安心・安全づくり

施策	主要事業
（１）地域における男女共同参画の推進	①地域における男女共同参画の支援 ②地域の活動の場の整備
（２）生涯を通じた健康づくりの支援	
（３）男女間の暴力の根絶に向けた取組みの推進	
（４）貧困・高齢・障害などにより困難を有する人が安心して暮らせるための支援	

基本目標３　人づくり

施策	主要事業
（１）広報・啓発の充実	①広報活動 ②啓発活動
（２）教育と研修の充実	①学校などにおける教育 ②多様な世代の教育

平成29年度　男女共同参画施策の実施状況

●基本目標1　　環境づくり

施策1－1　職場における女性の活躍推進

(1)男女の働きやすい環境の整備

NO.	事業	内　　容	担当課	H29年度実績	
				決算額(千円)	内　　容
1	「女性活躍推進法」などの周知【新規】	県や関係機関などと連携し，事業主(企業経営者)に対し，「女性活躍推進法」や「男女雇用機会均等法」などを周知するとともに，女性が就業しやすい職場環境づくりのための相談・助言を支援します。	人権推進課 商工振興課	－	関係機関との連携により，チラシ・ポスター等の配布・掲示等による制度の普及啓発を実施。
2	労働慣習の見直しの普及・啓発	関係機関と連携し，事業所に対して，長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進などを普及・啓発します。	商工振興課 人権推進課	－	関係機関との連携により，チラシ・ポスター等の配布・掲示等による制度の普及啓発を実施。
3	一般事業主行動計画策定などの支援【新規】	一般事業主行動計画の策定や次世代育成支援の取組みに際し，県や関係機関などと連携し，関連情報を提供します。	人権推進課 商工振興課 子育て支援課	－	・関係機関との連携及び，広報等による制度の普及啓発を実施。
4	入札参加資格に係る評価基準の改正【新規】	「三原市建設工事入札参加資格審査に係る主観的事項審査要綱(平成29(2017)年4月施行)」に基づき，女性活躍の推進や若年労働者を雇用している事業者の受注機会，受注額の拡大に寄与することを目的に入札参加資格の評価基準を改正します。	契約課	－	40歳未満及び女性について，建設業法第7条第2号ハに該当する者又は監理技術者資格者証を有する者を技術職員として正規雇用している場合に，加点を行う。136社中26社加点。
5	女性就労者の健康管理	各事業者に対し，妊娠中，出産後の女性労働者の健康管理，母性保護の重要性を周知します。	商工振興課	－	関係機関との連携により，チラシ・ポスター等の配布・掲示等による制度の普及啓発を実施。
6	労働に関する相談機能の充実	パートタイム労働や女性労働者，外国人労働者を含め，職場における労働条件や労働環境などに関する相談窓口を周知するとともに，関係機関と連携し，女性が働く上での悩みや心配事に対する相談機能を充実します。	商工振興課 人権推進課	－	関係機関との連携により，チラシ・ポスター等の配布・掲示等による制度の普及啓発を実施。
7	労働に関する相談機能の充実	労働条件や労働環境などに関する差別的取扱いや男女共同参画を阻害する原因を含んだ相談，苦情などに対して，関係機関と連携し，事業者を指導します。	商工振興課 人権推進課	58	関係機関との連携により，チラシ・ポスター等の配布掲示等による制度の普及啓発を実施。 三原市登録業者等人権問題研修会の開催 (人権推進課)「企業と人権　～ダイバーシティー時代に求められる人権知識と感性～」　参加者　125人
8	事業所における人権教育・啓発の支援	事業所内研修への講師派遣や啓発リーフレットの作成・配布，人権問題研修会への参加を要請します。	商工振興課 人権推進課	65	関係機関との連携により，チラシ・ポスター等の配布・掲示等による制度の普及啓発を実施。 ・企業内研修へ人権啓発指導員を派遣 ・啓発ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ配布 ・DVD貸出

（2）農林漁業，商工業など自営業者における男女共同参画の推進

NO.	事業	内　容	担当課	H29年度実績	
				決算額（千円）	内　容
9	家族経営協定の締結の推進	男女が対等なパートナーとして互いに協力し経営と生活の両分野に参画するための家族経営協定を推進します。	農林水産課	－	家族の話し合いを基に，就業条件，経営管理，世代交代及び生活面のルールについて，取り決めた協定書を作成することにより，女性農業者の経済的地位の向上を促進する。
10	6次産業化の推進	女性参画による加工品の製造や販売などの経営の多角化（6次産業化）を推進します。	農林水産課	－	加工品の製造，販売により女性の経済的な自立を促進した
11	起業化の促進と育成支援	起業を目指す男女や創業者に対して，三原市起業化促進連携協議会と連携し，情報提供や経営能力向上のための講座，相談会などを開催します。	商工振興課	5,997	三原市創業支援事業計画に基づき，三原市起業化促進連携協議会において，新規創業者等に対する創業支援拠点（ワンストップ相談窓口）を中心とした産学官金の連携による支援を実施。
12	経営に関するセミナーの開催など	女性の経営や事業への参画を促進するため，経営に関するセミナーの開催や情報を提供します。	商工振興課	－	・関係機関との連携により，チラシ・ポスター等の配布・掲示等による制度の普及啓発を実施

（3）再就職などの支援

NO.	事業	内　容	担当課	H29年度実績	
				決算額（千円）	内　容
13	再就職への支援	ハローワークと連携し，職業紹介，就労情報の提供や再就職に役立つ知識や技術を身につける機会を提供します。	商工振興課	3,051	【就職ガイダンスの開催（8月，2月）】 《8月》参加事業所：34社，参加者：21名 《2月》参加事業所：26社，参加者：46名 【都市圏からの呼び戻し事業】 〇採用担当者向け説明会（1月開催） 参加事業所：21社，参加人数：25名 〇就職ガイダンス参加支援 《大阪会場》支援事業者：2社 《広島会場》：支援事業者：13社 《岡山会場》支援事業者：2社
14	職業能力を高めるための支援	男女の職業能力を高めるための学習機会の充実とともに，職業訓練施設や資格取得のための講座などの情報を提供します。	商工振興課	131	三原市ゆめきゃりあセンターは，H28年度から議会の代替施設となるため運用休止。 職業訓練施設（パソコン室）は総合福祉センターで運営。

（4）仕事と家庭の両立支援

NO.	事業	内　容	担当課	H29年度実績	
				決算額（千円）	内　容
15	育児・介護休業制度などの普及・啓発	事業者訪問や市内事業者が参加する行事などの場を活用して，事業所における育児・介護・看護のための休業や育児支援制度の普及促進，マタニティハラスメントの防止に関する啓発など，事業所の意識啓発に努めます。	商工振興課 人権推進課	－	関係機関との連携により，チラシ・ポスター等の配布・掲示等による制度の普及啓発を実施。
16	育児・介護休業制度などの普及・啓発	市民に対しては，各種講座や研修会などの学習機会の提供や広報誌，市ホームページ，その他の各種情報誌などを活用し，育児・介護休業取得の意識を啓発します。	商工振興課 人権推進課	－	関係機関との連携により，チラシ・ポスター等の配布・掲示等による制度の普及啓発を実施。

施策１－２　家庭における男女共同参画の推進

（1）出産から子育てまでの切れ目ない支援

NO.	事業	内　容	担当課	H29年度実績	
				決算額（千円）	内　容
17	妊娠・出産・子育て環境の整備【拡充】	安心して出産や育児に取り組めるよう妊娠・出産・子育て環境を整備します。 〇妊婦健診公費助成事業の実施 〇マタニティスクールの開講 〇お父さん手帳の配布 〇喫煙と健康問題に関する知識の普及，禁煙・分煙の啓発 〇不妊検査に関する市の費用助成 〇子育てガイドブックの配付，子育て応援情報サイト「みはら子育てねっと」での周知【拡充】	保健福祉課 子育て支援課	60,777	（保健福祉課）妊婦一般健康診査635人，子宮頸がん629人，クラミジア検査609人，妊婦一般健康診査補助延7371人，マタニティスクール4回42人 不妊治療　一般不妊治療費助成10件　特定不妊治療費助成48件 （子育て支援課）お父さん手帳配付 子育てマイブック配付（広告を募集し，広告費で作成），子育て応援情報サイト「みはら子育てねっと」で周知
18	妊娠・出産・子育て環境の整備【拡充】	母子保健推進委員による訪問などを通して，地域での育児・子育てを支援します。	保健福祉課	3,882	母子保健推進委員活動 ・自主活動（ベビーサロン等）30回484人 ・訪問活動2,196回
19	保育サービスの充実【拡充】	「みはら子育て応援プラン（三原市子ども・子育て支援事業計画）（平成27（2015）年3月）」に基づき，子育てと仕事が両立できるよう保育サービスを充実します。 〇通常保育事業の実施（待機児童ゼロ） 〇延長保育事業の実施 〇一時預かり事業の実施（保育所・認定こども園・幼稚園） 〇休日保育事業の実施 〇病児・病後児保育事業の実施 〇地域型保育事業（小規模保育事業，事業所内保育事業）の実施【拡充】 〇受け入れ児童拡大の検討（市立幼稚園） 〇夜間保育事業の実施 〇家庭的保育事業の実施 〇短期預かり支援事業（児童養護施設）の実施	子育て支援課 教育振興課	2,452,782	（子育て支援課） 通常保育実施児童数(H30.3.1現在) 公立保育所等　838人 私立保育所等　1,132人　合計1,970人 延長保育事業　公立保育所等4ヵ所 私立保育所等14ヵ所 一時預かり事業　公立保育所等3ヵ所 私立保育所等7ヵ所 休日保育事業　私立保育所1ヵ所 病児・病後児保育事業　公立保育所1ヵ所 私立保育所等3ヵ所 地域型保育事業　私立事業所3ヵ所 夜間保育事業，家庭的保育事業及び短期預かり支援事業(児童養護施設)は未実施 （教育振興課） 一時預かり事業の実施（幼稚園） ・私立幼稚園で実施済 受け入れ児童拡大の検討 ・検討
20	地域における子育て支援	男女が安心して子育てと仕事が両立できるよう多様なニーズに対応した地域全体で子ども・子育てを支える仕組みと環境を充実します。 〇地域子育て支援センターの整備・充実 〇放課後児童クラブ・放課後子ども教室の実施 〇子育て世代包括支援センター事業の実施 〇ファミリー・サポート・センター事業の実施	子育て支援課 生涯学習課 保健福祉課	207,412	（子育て支援課） 地域子育て支援センター　公立保育所　4ヵ所 私立保育所等　8ヵ所 放課後児童クラブの運営　30ヶ所 ファミリー・サポート・センター事業の実施 （生涯学習課） 放課後子ども教室事業 市内公立小学校20校，全校に開設（22教室） 参加児童数937名，コーディネーター20名，スタッフ414名 （保健福祉課） 母子保健型：特定妊婦支援回数264件（1人あたり4.5回の支援），母乳相談76人，ハッピー電話325人，産後うつスクリーニング事業335人 基本型：虐待通告数53件，相談件数89件，ハッピーランド351件，祖父母のための育児教室53人
21	相談体制の充実【拡充】	児童虐待などの問題や発達に課題や障害のある子どもへの相談体制を関係機関と連携し，整備・充実します。	子育て支援課 保健福祉課 社会福祉課	501	（子育て支援課） 要保護児童対策地域協議会（代表者会議，実務者会議開催） 児童虐待防止月間に虐待防止講演会を実施し啓発に努めた。 （保健福祉課） 児童虐待問題講演会の開催，街頭キャンペーンの実施 要保護児童対策地域協議会（代表者会議年1回，実務者会議年3回，個別ケース検討会議随時）開催 発達に課題のある子どもへの相談体制 発達専門相談，健診事後教室，ﾍﾟｱﾚﾝﾄ・ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞ，発達障害者支援コーディネーター研修

（2）男性の子育てなどへの参画の推進

NO.	事業	内　容	担当課	H29年度実績	
				決算額（千円）	内　容
22	男性の家事・育児・介護などへの参画の推進	男性を対象とした講座を充実し，男性の家事・育児・介護などの参画を推進します。 〇男性料理教室の開催 〇パパ応援プログラム	保健福祉課 生涯学習課 子育て支援課 高齢者福祉課 人権推進課	302	（保健福祉課） 食生活改善講習会の中で，男性の食育推進・家事能力の向上を図るためのプログラムを組み入れ，男性の料理教室を実施。 食生活改善推進員　165人 男性の料理教室　17回/199人 （生涯学習課） 男性料理教室12回，参加184人 （子育て支援課） 育児応援事業実施 パパと一緒にベビーマッサージ パパも一緒に親子ストレッチ （高齢者福祉課） ・食生活改善推進員連絡協議会と社会福祉協議会との共催　12回 ・食生活推進員連絡協議会単独開催　　5回 （人権推進課） 男性料理教室の開催 ・三原市人権文化センター 2回　延べ11人 ・三原市本郷人権文化センター　5回　延べ25人

施策１－３　政策・方針決定過程への女性の参画促進

NO.	事業	内　容	担当課	H29年度実績	
				決算額（千円）	内　容
23	人材育成の充実	男女共同参画を推進する人材を育成するためのセミナーを実施します。	人権推進課	104	人材育成セミナー（男女で参画セミナー）の開催 計3回実施　のべ２１人 9/30　少子高齢化と男女共同参画　臨床社会学者　春日 キスヨ　さん 10/7　子育て・介護と仕事の両立　タイニィ　エッグズ　狩山　　満香さん 10/21　ストレスと上手に付き合う方法　光の丘病院　臨床心理士　水谷　　剛司さん
24	人材育成の充実	セミナー受講者を対象として，フォローアップ講座を実施します。	人権推進課	－	人材育成セミナー（男女で参画セミナー）は開催したが，フォローアップ講座は実施していない。
25	人材登録と活躍の場	政策・方針決定の場などに参画できる女性の人材を広く募集し，登録します。人材の紹介や交流を行うなど情報提供を行い，活動に対する意欲・能力をもつ人材の活用に努めます。	人権推進課	－	女性人材リスト登録者にセミナー等の情報提供を行い，人材育成及び活用に努めた。 登録者15人（H30.3.31現在）
26	審議会などにおける女性の参画推進	「審議会等の運営，設置又は整理に関する基準（平成17（2005）年６月施行）」に基づき，各種審議会などへの女性委員の登用を推進します。	各　課	－	各種審議会などにおける女性委員の割合　26.6.%
27	管理職に占める女性職員の登用【新規】	市行政における管理的地位にある職員に占める女性職員の割合を引き上げます。	職員課	－	女性職員が憧れ,目指す職員像となる女性管理職の登用していくことが必要であり,環境整備とともに女性職員人材育成に取り組んだ。

●基本目標2　安心･安全づくり

施策2－1　地域における男女共同参画の推進

（1）地域における男女共同参画の支援

NO.	事業	内　容	担当課	H29年度実績	
				決算額（千円）	内　容
28	地域社会での男女共同参画意識の啓発	自治会，PTA活動，老人会などの地域活動において性別にとらわれない参加や役割分担を促進し，方針決定の場においても女性が主体的に関わることなどを広報誌や地域別ミニ集会の開催などを通して啓発します。	人権推進課	－	・市広報「人権ひろば」で啓発 ・出前講座による広報・啓発
29	地域における活動の支援	地域において男女共同参画に関する教育，啓発に取り組む社会教育団体やボランティアの活動を支援します。	人権推進課	－	・出前講座による広報・啓発
30	市民協働のまちづくりの推進	「第2期市民協働のまちづくり推進計画（平成28（2016）年3月）」の市民提案型協働事業に基づき，市民活動団体などからの企画提案を受け，事業を実施します。	地域企画課	2,066	市民活動団体，住民組織と市が対等な立場で相互の責任と役割分担のもとに協働して取組むことで，地域課題の解決や魅力あるまちづくりを創造した。 平成29年度事業実施7団体
31	自主防災活動における女性の参画の推進	自主防災活動を支援するとともに，地域防災活動における女性の参画を推進します。	危機管理課	3,857	自主防災組織　組織数：121団体 組織率：53.0% 地域防災リーダー養成講座　修了者数：20名 うち女性：4名
32	女性消防団員の活動の場の増進	女性消防団員の募集を継続するとともに，女性消防団員の地域における防火，防災活動の場を増やします。	警防課	212	女性消防団員が町内会や事業所等で救急講習を実施した。また，火災予防運動期間中に防火訪問や街頭広報等を実施した。 各種イベントにおいて消防団の活動をPRした。
33	コミュニティ活動などの情報や参画機会の提供	男女が共にコミュニティ活動に参加できるよう，地域づくり，ボランティア活動，防災活動，環境保全活動などの地域活動の情報や参画機会を提供します。 〇「みはらプラットフォーム」の実施（場の提供） 〇「みはらし環境会議，各地域会議※」における活動支援	地域企画課 生活環境課 危機管理課	5,214	（地域企画課）「後継」について向き合うことを目的とするまちづくり講習会を実施し，活動のPRと活動を提供する場へつながるきっかけづくりとして，市民活動団体と市内常設サロンとの交流を図った。 （生活環境課）みはらし環境会議及び地域会議の活動支援 （危機管理課）（再掲）自主防災組織　組織数：121団体 組織率：53.0% 地域防災リーダー養成講座　修了者数：20名 うち女性：4名
34	女性団体のネットワークの推進	みはらウィメンズネットワークなど，女性団体やグループのネットワーク化を推進します。	人権推進課	－	・みはらウィメンズネットワーク理事会等を年5回開催。女性団体の情報交換と連携強化を図る。 ・セミナーの企画等を通じて男女共同参画実現に向けた活動を推進した。 みはらウィメンズネットワーク　9団体8,624名
35	女性団体などの活動の支援	人材育成セミナー受講者や女性団体を中心に，まちづくりの様々な分野における男女共同参画の視点をもった活動ができるよう支援します。	人権推進課	－	・セミナー開催・公募委員募集等情報提供し，活躍の場の広がりを支援する。

（2）地域の活動の場の整備

NO.	事業	内　容	担当課	H29年度実績	
				決算額（千円）	内　容
36	コミュニティ活動の場の整備	公民館やコミュニティセンターなどのコミュニティ活動の場を提供するとともに，市民による管理・運営体制を推進します。	生涯学習課	19,156	中央公民館，各コミュニティセンター，公民館，地域拠点施設（本郷・久井・大和），地域学習センターの修繕を実施し，学習環境の充実を図った。
37	ユニバーサルデザインの推進【新規】	子育てをはじめとして地域で生活していく上での利便性の向上とともに，ユニバーサルデザイン※を推進します。 〇男女ともに子育て世代が利用しやすいトイレの整備　など	公共施設の所管課	－	改修,新たに建設する公共施設には,ユニバーサルデザインを推進している。

施策２－２　生涯を通じた健康づくりの支援

NO.	事業	内　容	担当課	H29年度実績	
				決算額（千円）	内　容
38	健康教育・健康相談・健康診査の実施	「健康・食育みはらプラン（健康みはら21計画・三原市食育推進計画）（平成25（2013）年３月）」に基づき，ライフステージに応じた健康づくりに取り組めるよう健康教育・健康相談・健康診査を実施します。	保健福祉課	125,670	健康教育（センター・出前）140回3,420人 健康相談（センター・出前）403回1,129人 がんフォーラム１回304人 COPD予防イベント1回245人 食生活改善推進員養成講座6回（受講者実人員8人）　レシピ募集（高校生）286件 キッズチャレンジ教室4回57人 食育の日の普及啓発：オリジナル献立等資料とポケットティッシュ配布7回1,372人 個別医療機関健康診査48医療機関 地域集団健康診査9会場25日間 休日健診開設（医師会病院　年10日）
39	女性のがん検診の実施	子宮頸がんや乳がんのがん検診を個別健診・集団健診において実施します。	保健福祉課	122,101	乳がん検診受診受診者数3,479人，受診率34.8% 子宮がん検診受診者数6,287人，受診率43.6%
40	身近な地域での運動推進の普及啓発	健康づくり推進員や運動普及リーダーの育成・活動支援を通して，身近な地域で市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう普及啓発します。	保健福祉課	276	健康づくり推進員研修講座4回（受講者実人員460人） 運動普及リーダー育成講座6回（受講者実人員28人） 運動リーダーによる地域別ウオーキング大会11回1,050人　ラジオ体操の普及啓発25日780人 保健福祉まつり1日5,770人
41	生涯スポーツの推進	生涯にわたって気軽にスポーツにふれ楽しむことができる機会を確保するとともに生涯スポーツを推進します。	スポーツ振興課	17,576	各スポーツ教室の開催 ９種目　46教室 受講者　1,276人
42	こころの病気の理解と普及啓発【拡充】	講演会や各種講座などを通して，こころの健康を維持するための対処方法やうつ病などのこころの病気の理解と周囲の対応について普及啓発します。	保健福祉課	181	やさしい精神保健福祉講座４回（自殺予防講演会1回を含む）延べ132人 こころネットみはらまつり１回250人
43	エイズや性感染症に関する理解と普及啓発	エイズや性感染症に関する正しい理解促進を広報誌や情報誌などで普及啓発します。 学校教育の保健体育科や家庭科において，新学習指導要領の内容に即した年間指導計画に基づき正しい知識を普及します。	保健福祉課 学校教育課	－	広報誌において，相談や検査体制について周知を図る。 各学校において，年間指導計画を策定し，保健体育等において，感染症等に関する正しい知識を身に付けるよう指導した。

施策２－３　男女間の暴力の根絶に向けた取組みの推進

NO.	事業	内　容	担当課	H29年度実績	
				決算額（千円）	内　容
44	あらゆる人に対する暴力の防止の啓発	暴力を容認しない社会環境をつくるために,広報誌やリーフレットの作成配付,講座や市民学習会の開催などにより啓発します。	人権推進課 社会福祉課	1,617	・市広報・出前講座等による広報・啓発 ・様々な問題に対応するため，関係機関と連携し，被害者が安心して生活できるような情報提供及び危険性が高い被害者の保護に努めた。
45	県，警察との連携による相談業務の実施【拡充】	県や警察などと連携し，配偶者や交際相手への暴力（DV）の防止に努めるとともに，女性相談室において，DV被害者などの相談・支援を行います。	社会福祉課	153	県実施の担当者会議や協議会に出席するなど，県との連携を深め，さらに警察とも連携して加害者からの被害防止に努める。
46	相談しやすい体制の整備	様々な問題を抱えた女性が相談しやすい体制として，女性の相談員を配置します。	社会福祉課	1,818	女性相談室を開設し，婦人相談員1名を配置した。 相談日時は，月～金曜日の9時30分から16時まで，個室により相談者が相談しやすい環境に配慮した。また，電話による相談も受付した。 相談延べ件数　229件
47	被害者保護と自立の支援	関係機関（県，NPO，児童福祉関係機関，自立支援センターなど）と連携し，被害者保護と自立を支援します。	社会福祉課	－	パンフレット，チラシ等を利用し，DV及びDV相談場所等の周知啓発に努めた。
48	セクシュアルハラスメントなどの防止に関する啓発	市ホームページやセミナーの開催などにより，事業者や男女労働者に対して，セクシュアルハラスメント※などの防止に関する意識を啓発します。	人権推進課	－	・関係機関との連携及び，広報等による制度の普及啓発を実施した。

施策２－４　貧困・高齢・障害などにより困難を有する人が安心して暮らせるための支援

NO.	事業	内　容	担当課	H29年度実績	
				決算額（千円）	内　容
49	生活困窮者などの支援 【新規】	生活困窮者からの相談に包括的に対応するとともに，評価・分析の実施，プラン作成などの支援や関係機関と連携し，対象者の自立を促進します。	社会福祉課	10,461	自立相談支援事業を三原市社会福祉協議会に委託。自立相談支援センターみはらを設置し，生活保護に至る前における生活困窮者からの相談に包括的に対応するとともに，その自立に向けて，評価・分析の実施，プラン作成等の支援及び関係機関との連携を行って対象者の自立促進を図る。相談件数 H29年度　304件
50	ひとり親家庭の自立支援 【拡充】	ひとり親家庭の生活の安定と社会的・経済的な自立を促進するための相談・支援体制を充実するとともに，対象者が適切に支援を受けることができるよう普及啓発します。 〇ひとり親家庭等医療費給付事業の実施 〇児童扶養手当支給事業の実施 〇母子・父子家庭自立支援給付事業（教育訓練給付，高等職業訓練促進給付金）の実施 〇母子・父子自立支援相談の実施	子育て支援課	412,775	〇ひとり親家庭等医療費給付事業の実施 〇児童扶養手当支給事業の実施 〇母子・父子家庭自立支援給付事業（教育訓練給付，高等職業訓練促進給付金）の実施 〇母子・父子自立支援相談の実施
51	高齢者の在宅生活の支援【拡充】	介護や支援が必要な状態になっても高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう「第６期三原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成27（2015）年３月）」に基づき，高齢者福祉サービスを整備・充実します。 〇地域包括ケアシステムの構築 〇健康づくり・介護予防の推進 〇認知症対策の推進 〇生きがいづくりの推進（生涯学習活動，老人大学，老人クラブ活動，シルバー人材センター※事業などの支援） 〇家族介護支援事業の実施 〇見守り推進事業の実施 〇高齢者の権利擁護	高齢者福祉課 生涯学習課 商工振興課	219,755	（高齢者福祉課） 〇地域包括支援センターによる相談 総合相談　延27,305件 権利擁護業務　延　311件 〇介護予防の推進 高齢者筋力トレーニング　延2,952人 介護予防健康体操　延21,211人 介護予防自主グループ支援　延2,859人 介護予防相談　延5,064人 介護予防教室　延3,343人 楽々貯筋クラブ　延270人 〇認知症対策の推進 認知症予防教室　延2,443人 認知症ケア会議　2回 認知症サポーター養成講座　17回501人 知症地域支援推進員相談　延286件 認知症カフェ　59回延1,082人 認知症初期集中支援チーム（2チーム） 対象実人数　39人 延訪問回数　380回 〇家族介護支援事業 家族介護交流事業　延53人 家族介護用品支給事業　88人 〇見守り推進事業 ふれあい安心電話　269人（年度末登録者） ふれあい訪問給食　延21,852食 〇高齢者の権利擁護 成年後見制度講演会　1回　46人 成年後見市長申立　5件 （生涯学習課） 老人大学運営委託 大学47コース　大学院17コース （商工振興課） 三原市シルバー人材センター運営費補助金の交付
52	障害者の自立支援【新規】	障害者が社会に参加し，地域で安心して自立生活ができるよう「三原市障害者プラン（平成27（2015）年３月）」に基づき，障害福祉サービスなどを整備・充実します。 〇相談・権利擁護※体制の充実 〇スポーツ・芸術文化活動の推進及び支援 〇理解・啓発の推進 〇安全・防災対策の推進	社会福祉課	32,940	三原市障害者プランに基づき，相談支援体制の充実，障害者スポーツ大会や教室の開催，障害者週間啓発事業や防災カードの作成などを行った。
53	性的少数者に配慮した取組みの実施 【新規】	性的指向や性同一性障害などに関する相談に応じるとともに，人権の尊重と多様性について市民の理解を促します。	人権推進課	－	人権相談員による相談事業を実施した。 （相談件数1,381件うち性的指向や性同一性障害などに関する相談0件）

NO.	事業	内　容	担当課	H29年度実績	
				決算額（千円）	内　容
54	ひきこもりなどの人への支援【新規】	関係団体と連携し，ひきこもり，ニート等社会生活を営むうえで困難を有する若者を社会参加に結びつける支援に取り組みます。 〇若者居場所づくり事業の実施	学校教育課 生涯学習課	240	各学校において，ひきこもりやその傾向にある児童生徒・保護者に対して家庭訪問や関係機関の紹介等を行うとともに，関係機関と連携し，支援した。 （生涯学習課） 委託先：NPO法人ちゃんくす 開催：年間22日 参加者：8人，延べ45人
54	ひきこもりなどの人への支援【新規】	ストレスや対人関係の悩み，ひきこもりなど，こころの健康について，精神科医等による相談を行います。 〇こころのなんでも相談	保健福祉課	174	こころの何でも相談8回17人

●基本目標3　人づくり

施策3－1　広報・啓発の充実

(1)広報活動

NO.	事業	内　容	担当課	H29年度実績	
				決算額(千円)	内　容
55	広報活動の充実	広報誌や市ホームページなどにより，男女共同参画社会の推進のための周知を行います。	人権推進課 秘書広報課	－	・市広報「人権ひろば」やホームページで周知・啓発 広報誌などで，講演会などの告知のほか，人権ひろばにおいて，啓発記事の掲載を行う。
56	広報活動の充実	協働の担い手となる団体などの活動情報，まちづくりや協働事業の情報などを市民協働ホームページにて紹介します。	地域企画課	864	市民協働についての総合的な情報提供，情報交換の場となるインターネット上の情報サイト「つなごうねっと」の管理・運営を行った。
57	情報の収集・提供と市民意識の把握	男女共同参画に関する国・県・他市町村などの資料の収集に努め，広報誌や市ホームページなどの各種媒体を通して情報提供を行うとともに，セミナー参加者へのアンケートなどにより市民意識の把握に努めます。	人権推進課	－	・広報誌に掲載（男女共同参画プラン） ・各町内会，事業所等へ人権啓発指導員の派遣 ・DVD等貸出

(2)啓発活動

NO.	事業	内　容	担当課	H29年度実績	
				決算額(千円)	内　容
58	男女共同参画意識を高めるための啓発	広報誌などで男女共同参画社会の理解を広めるとともに人材育成の場としてセミナーを開催します。	人権推進課	－	・広報誌に掲載 ・人材育成セミナー・男女共同参画講演会の開催
59	男女共同参画意識を高めるための啓発	出前講座を周知するとともに，内容の充実に努め，男女共同参画意識を高める啓発をします。	生涯学習課 人権推進課 ほか　全課	－	まちづくり出前講座の人権分野のメニュー項目として推進する。
60	男女共同参画意識を高めるための啓発	町内会や事業所などが行う学習会や研修会へ人権啓発指導員を派遣し，市民一人ひとりの人権尊重の意識を啓発します。	人権推進課	－	・各町内会，事業所等へ人権啓発指導員の派遣 ・DVD等貸出
61	女性団体との連携による講座の開催	女性団体との連携により，男女共同参画に関する講座を開催します。	人権推進課	31	・市民企画のいきいきセミナー 3/10「女と男の音楽・・？」 芸術文化センター　ポポロ館長　作田忠司さん 参加者66人
62	男女共同参画貢献者の表彰【新規】	男女共同参画に貢献した市民や事業者などを表彰し，公表します。	人権推進課	－	・7月広報等で募集したところ，応募者なし。

施策3－2　教育と研修の充実

(1)学校などにおける教育

NO.	事業	内　容	担当課	H29年度実績	
				決算額(千円)	内　容
63	学校などにおける男女共同参画意識の教育	保育所，幼稚園，学校において，乳幼児期から子どもの発達段階に応じ，体験・参加型学習を取り入れるなど，日々の教育活動の中で男女共同参画意識を高める教育をします。	学校教育課 子育て支援課 人権推進課	92	(学校教育課) 各教科等の授業や学校行事等において，男女共同参画意識を高める教育を行った。 (子育て支援課) 各施設において児童の発達年齢に応じた教育・保育を実施した。 (人権推進課) ・人権啓発冊子の配布，アニメ上映会の開催 ・アニメ出前講座　7件　・アニメ祭り　1件 ・人権の花運動　　4小学校 ・人権書道展　　4会場
64	学校などにおける男女共同参画意識の教育	新学習指導要領の内容に即した年間指導計画に基づき，男女平等意識を高める教育をします。	学校教育課	－	各教科等の授業や学校行事等において，男女共同参画意識を高める教育を行った。また，新学習指導要領実施に向けて研修を行った。

NO.	事業	内　容	担当課	H29年度実績	
				決算額（千円）	内　容
65	学校などにおける男女共同参画意識の教育	キャリア教育を推進し，子どもたちが将来の進路や仕事，家庭生活などについて，性別にとらわれず多様な選択ができるよう指導します。	学校教育課	－	各学校はキャリア教育全体計画を作成し，各教科等の授業等において児童生徒の将来につながる意欲と態度の育成を図った。
66	学校などにおける男女共同参画意識の教育	教材や指導資料，教育内容について，男女共同参画の視点で調査・研究します。	学校教育課	－	教材研究及び指導案検討の際に男女共同参画の視点で検討した。また，教職員の資質向上研修を実施した。
67	保育士と教員の資質の向上	保育士と教員に対し，男女共同参画意識を育てる研修を実施し，資質の向上を図ります。	子育て支援課 学校教育課	－	各種講演会への参加。 教職員の経験年数やキャリア別に資質向上研修を実施した。

（2）多様な世代の教育

NO.	事業	内　容	担当課	H29年度実績	
				決算額（千円）	内　容
68	生涯学習における男女共同参画意識の啓発	中央公民館をはじめとする社会教育施設が連携し，生涯学習の機会を提供します。	生涯学習課	15,537	老人大学運営委託 大学47コース　大学院17コース 中央公民館主催教室　18講座 コミセン・公民館主催教室18館45講座 拠点施設の主催教室　2施設19講座 地域学習センター　4講座
69	生涯学習における男女共同参画意識の啓発	職業をもつ男女や育児中の女性などの誰もが参加しやすいように，時間帯・場所の工夫や託児の充実に努めます。	人権推進課	－	・みんなの男女共同参画講演会等託児を実施し，子育て中の方も参加しやすい環境を整えて意識啓発の促進を図った。
【再】22	男性の家事・育児・介護などへの参画の推進	男性を対象とした講座を充実し，男性の家事・育児・介護などの参画を推進します。 〇男性料理教室の開催 〇パパ応援プログラム	保健福祉課 生涯学習課 子育て支援課 高齢者福祉課 人権推進課	【再】302	（保健福祉課） 食生活改善講習会の中で，男性の食育推進・家事能力の向上を図るためのプログラムを組み入れ，男性の料理教室を実施。 食生活改善推進員　165人 男性の料理教室　17回/199人 （生涯学習課） 男性料理教室12回，参加184人 （子育て支援課） 育児応援事業実施 パパと一緒にベビーマッサージ パパも一緒に親子ストレッチ （高齢者福祉課） ・食生活改善推進員連絡協議会と社会福祉協議会との共催　12回 ・食生活推進員連絡協議会単独開催　　5回 （人権推進課） 男性料理教室の開催 ・三原市人権文化センター 2回　延べ11人 ・三原市本郷人権文化センター　5回　延べ25人

平成２９年度　男女共同参画施策の進捗状況（主な目標値）

基本方針	項　目	(平成 28 年度)	現状 (平成２９年度)	目標 (平成 33 年度)
1-1	広島県仕事と家庭の両立支援企業登録事業所数 ※	22 社	22 社	増加
	広島県男性育児休業等促進宣言企業（育メン休暇応援制度）登録事業所数 ※	10 社	10 社	増加
	女性（25 ～ 39 歳）の就業率　※	69.5% (H27)	-	70%(H31)
	家族経営協定の締結数（累計）	１件	１件	５件
	女性の参画により「６次産業化」など経営の多角化を進めている法人数（累計）	５件	５件	10 件
1-2	希望する保育所・認定こども園（長時間利用）に入れず待機している児童数　※	19 人 (H28.4.1 現在)	59 人 (H29.4.1 現在)	０人(H31)
	小規模保育事業所数　　※	２ヵ所	１カ所	３カ所(H31)
	事業所内保育事業所数　　※	１カ所	１カ所	３カ所(H31)
	６年生まで受け入れる放課後児童クラブ数　※	11 カ所	１７カ所	26 カ所(H31)
	ファミリー・サポート・センター事業の利用件数　※	732 件	373件	1,000 件 (H31)
1-3	人材育成セミナー参加者数（延べ人数）　※	32 人	２１人	180 人
	各種審議会などにおける女性委員の割合	23.7%	26.6%	30%(H31)
2-1	町内会や自治会長における女性の割合 ※	9%	１０%	上昇
	ボランティア・市民活動サポートセンター登録団体数，登録者数　※	100 団体 2,737 人	９８団体 2,734人	110 団体 2,720 人 (H31)
	消防団員のうち女性の人数　※	13 人	１４人	15 人(定員)
2-2	乳がん検診の受診率	33.5%	34.8%	上昇
	子宮頸がん検診の受診率　※	44.7%	43.6%	上昇
2-4	母子・父子家庭自立支援給付事業（高等職業訓練促進事業）支給対象件数　※	16 件	１２件	増加
	認知症サポーターの人数（累計）	10,698 人	11,192 人	増加
3-1	男女共同参画セミナーの参加者数（延べ人数）	84 人	６６人	増加
	生涯学習出前講座の利用件数（延べ件数）	830 件	826 件	増加
	事業所への出前講座件数（延べ件数）　※	27 件	２３件	増加
	地域別ミニ集会の参加者数（延べ人数）	117 人	５０人	増加
	男女共同参画社会づくり表彰件数（累計）※	７件	１０件	17 件
3-2	男女共同参画に関する講演会やセミナーの男性受講者の割合（人権推進課主催分）※	12%	２２%	上昇

※・・・・新規

平成２９年度　事業報告

人権推進課

○三原市男女共同参画審議会の開催

男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため，三原市男女共同参画審議会を開催。

第１回三原市男女共同参画審議会

日時　平成 29 年５月 22 日（月）15:30～16:50
場所　三原リージョンプラザ南館２階　会議室
議題　・三原市男女共同参画プラン（第３次）の素案について
・三原市男女共同参画プラン（第３次）パブリックコメントについて
・三原市男女共同参画プラン（第３次）の答申について
・その他

第２回三原市男女共同参画審議会

日時　平成 29 年 11 月 28 日（火）10:00～11:20
場所　中央公民館１階　第１研修室
議題　・三原市男女共同参画プラン（第２次）年次報告について
・その他

○市民企画の三原いきいきセミナーの開催

男女共同参画社会の理解を広めるとともに，人材育成の場としてセミナーを開催。
三原市主催，みはらウィメンズネットワークによる企画・運営で実施。

回	実施日 場　所	内　容	講　師	受講者数 （うち男性）
1	H30．３．10（土） 芸術文化センターポポロ　リハーサル室	「女と男の音楽・・・？」	作田　忠司さん （ポポロ館長）	66（12）

○男女共同参画講演会の開催

男女共同参画社会の理解を広めるとともに，意識啓発を行うため講演会を開催。

〈みんなの男女共同参画講演会〉

日　時　平成 29 年 12 月３日（日）13：50～15:20
場　所　三原市市民福祉会館　大会議室
対　象　一般市民
講　師　山田　亮さん（家事ジャーナリスト）
内　容　「きっと毎日が楽しくなる！心地いい家族のカタチ」～
受講者　６８人（うち男性　５人）

○三原市男女共同参画社会づくり表彰

三原市男女共同参画推進条例第 15 条に基づき，男女共同参画の推進を積極的に実施している市民，市民団体，事業者，教育に携わる者を表彰。

（応募者なし）

○三原市男女共同参画職員研修会の開催

男女共同参画社会の実現のため，職員が条例の基本理念を理解し，それぞれの職場で男女共同参画の視点を持ち実践する力を養うために，職員研修会を実施。

日　時　平成 29 年 11 月 16 日（木）１３：３０～１５：００
場　所　三原市中央公民館　中講堂
対　象　三原市職員（各課に割り当て）
講　師　福山市立大学　教育学部　教授　正保　保惠さん
内　容　「脱近代における女性の労働力化とワーク・ライフ・バランス→ケアリング」
受講者　５４人（うち男性　３８人）

○年次報告書の作成

三原市男女共同参画推進条例第 16 条に基づき，男女共同参画についての理解を深めるため，施策の実施状況について年次報告書を作成。

作成年度　平成 29 年度

○女性のための人材育成セミナーの開催

市民（20 歳以上の女性）対象のセミナーを開催し，男女共同参画について理解し，具体的に推進に向けて活動できる人材を育成する。このセミナーを修了（２回以上受講）した参加者は，市の審議会や委員会の女性委員登用候補者として登録。

日　程　９月 30 日（土），10 月７日（土）,21 日（土）（計：３回）
時　間　13 時 30 分～15 時まで
場　所　三原リージョンプラザ南館　第２研修室
受講者　１１人

人材育成セミナー

日　程	講　師	演　題
９月 30 日（土）	春日　キスヨさん （臨床社会学者）	少子高齢化と男女共同参画
10 月７日（土）	狩山　満香さん （タイニィエッグズ）	子育て・介護と仕事の両立
10 月 21 日（土）	水谷　剛司さん （光の丘病院臨床心理士）	ストレスと上手に付き合う方法

○女性団体のネットワークづくり

みはらウィメンズネットワークなど団体ネットワークづくりを推進し，女性団体やグループの連携強化を図る。

・理事会の開催　年５回
・総会の開催　　年１回
・ミニ集会の開催
・市民企画の三原いきいきセミナーの企画，運営
・みんなの男女共同参画講演会の企画，運営
・ピンクリボン・キャンペーンの実施
・三原市女性市議会議員との意見交換会

○地域別ミニ集会の開催

自治会，地域活動組織などに対し，性別にとらわれない参加，役割分担を促進し，意思方針決定の場においても女性が主体的に関わることなどを啓発するため，ミニ集会（出前講座）を実施。

団　体　名	日にち	場　所	内　容	受講者数（うち男性）
三原市老人クラブ連合会（川西老人部）	H29．５．18	川西集会所	いつまでも輝き続けるために	21（0）
みはらＬＣＳ	H29.10.11	三原国際ホテル	男女共同参画プランについて	7（0）
小梅会サロン	H29.11．6	小西住宅集会所	いつまでも輝き続けるために	7（0）
あすなろサロン西宮	H29.11.24	西宮公民館	いつまでも輝き続けるために	15（0）

三原市男女共同参画推進条例

平成 23 年３月 31 日
条例第９号

前文

我が国では，日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ，男女平等の実現に向けた様々な取組みが，国際社会とも連動して進められる中，男女共同参画社会基本法が制定された。

三原市においても，この基本法の理念にのっとり，男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い，性別にかかわりなく，その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を目指し，取組みを進めているが，少子化や長寿社会の到来等，社会経済情勢の変化に伴う新たな課題に対応していくためには，なお一層の取組みが求められている。

よって，私たちは，市・市民・市民団体・事業者・教育に携わる者という多様な主体の協働により，家庭生活，仕事，地域その他の社会のあらゆる分野における活動の調和が図られた男女共同参画社会を実現するため，この条例を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は，男女共同参画の推進について，その基本理念を定め，市，市民，市民団体，事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに，男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより，本市における男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

(1)　男女共同参画　男女が，社会の対等な構成員として，自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され，もって男女が均等に政治的，経済的，社会的及び文化的利益を享受することができ，かつ，共に責任を担うべきことをいう。

(2)　積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において，男女のいずれか一方に対し，当該機会を積極的に提供することをいう。

(3)　市民　市内に居住し，又は市内で活動するすべての個人のことをいう。

(4)　市民団体　市内において活動する特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人その他の民間の団体のことをいう。

(5)　事業者　市内において事業活動を行う個人及び法人のことをいう。

(6)　教育に携わる者　市内に存する学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に定める学校において教育に携わる者及び市が実施する社会教育に携わる者のことをいう。

（基本理念）

第３条　男女共同参画は，次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

(1)　男女の個人としての尊厳が重んじられること，男女が性別による差別的取扱いを受けないこと，男女がその持てる力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

(2)　社会における制度又は慣行が，男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。

(3)　男女が，社会の対等な構成員として，市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4)　家族を構成する男女が，相互の協力と社会の支援の下に，子の養育，家族の介護その他

の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし，かつ，家庭生活と仕事，地域その他の社会のあらゆる分野における活動との調和をとることができるようにすること。

(5)　男女が互いの性についての理解を深め，妊娠又は出産に関する事項について双方の意思が基本的に尊重されること及び生涯を通じて健康な生活を営むことができるようにすること。

(6)　国際社会における取組みと密接な関係を有していることにかんがみ，国際的協調の下に行われること。

（市の責務）

第４条　市は，第３条の基本理念にのっとり，男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。）を総合的かつ計画的に推進するものとする。

２　市は，男女共同参画の推進に関する施策を実施するために，必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（市民及び市民団体の責務）

第５条　市民及び市民団体（以下「市民等」という。）は，第３条の基本理念にのっとり，家庭，職場，学校，地域その他の社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進に寄与するよう努めるものとする。

２　市民等は，市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第６条　事業者は，第３条の基本理念にのっとり，事業活動に関して，男女が対等な立場で参画する機会を確保し，仕事と家庭，地域その他の社会のあらゆる分野における活動との調和をとることができるよう職場環境の整備に努めるものとする。

２　事業者は，市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（教育に携わる者の責務）

第７条　教育に携わる者は，第３条の基本理念にのっとり，男女共同参画社会の実現に果たす教育の重要性にかんがみ，個々の教育本来の目的を実現する過程において，男女共同参画の理念に配慮した教育を行うよう努めるものとする。

第２章　基本施策等

（基本計画）

第８条　市長は，男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため，基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

２　市長は，基本計画を策定又は変更（以下「策定等」という。）するに当たって，市民等，事業者及び教育に携わる者の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

３　市長は，基本計画の策定等をするに当たって，あらかじめ三原市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

４　市長は，基本計画の策定等をしたときは，公表しなければならない。

（男女共同参画に関する活動の支援）

第９条　市は，市民等及び事業者が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため，学習機会の提供，情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（家庭生活における活動とその他の活動との両立支援）

第 10 条　市は，家族を構成する男女が，互いに家庭生活における活動と職場，学校，地域その

他の社会のあらゆる分野における活動とを両立させることができるよう，学習機会の提供，情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（生涯を通じた健康支援）

第 11 条　市は，男女が互いに身体的特徴及び性について理解し，生涯にわたり健康に生活できるよう，学習機会の提供，情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（性に基づく差別的取扱い等に対する支援）

第 12 条　すべての人は，家庭，職場，学校，地域その他の社会のあらゆる分野において，性に基づく差別的取扱い及び人権侵害を行ってはならない。

２　市は，あらゆる性に基づく人権侵害を防止するための施策を講ずるよう努めるとともに，これらの被害を受けた者に対し，安全と安心を最優先して関係機関との連携を図り，相談機関及び各種制度の紹介，情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

（苦情の処理）

第 13 条　市民等，事業者又は教育に携わる者は，市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する苦情を市長に申し出ることができる。

２　市長は，前項の規定による申出を受けたときは，関係機関との連携を図りながら必要な助言を行う等適切に対応するものとする。

３　市長は，必要があると認めるときは，第１項の規定による申出に対応するため，三原市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

（調査研究）

第 14 条　市は，男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項ついて調査研究を行い，その成果を男女共同参画の推進に関する施策に反映させるよう努めるものとする。

（表彰）

第 15 条　市長は，男女共同参画の推進を積極的に実施している市民等，事業者又は教育に携わる者を表彰することができる。

（年次報告）

第 16 条　市長は，男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について年次報告書を作成し，これを公表するものとする。

第３章　男女共同参画審議会

（三原市男女共同参画審議会）

第 17 条　市は，男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため，三原市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

２　審議会の組織，所掌事務及び委員その他構成員並びに審議会の運営に関し必要な事項は，市長が定める。

第４章　雑則

（委任）

第 18 条　この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める。

附　則

この条例は，平成 23 年 10 月１日から施行する。

平成３０(2018)年版

三原市の男女共同参画に関する年次報告書

平成３０年１２月発行

編集・発行　三原市生活環境部　人権推進課